

**無料診断**

**承ります**

**就業規則作成・変更**

**雇用関連 助成金申請**

従業員数が 10 人以上の企業では、就業規則を労働基準監督署に提出します。しかし、公共職業安定所や社会保険事務所、厚生労働省の外郭団体といった行政庁への提出書類には、従業員数にかかわらず、就業規則や社内規定の提出やその記載事項の添付を求められる場合があります。キチンとした基準があれば、提出書類の記入だけでなく従業員さんの処遇も決めやすいですね。  
でも、雇用に関する問題への対処方法を、これらの行政庁に関連する諸法令を融合して責任もって提案できるのは

## 社会保険労務士のみ

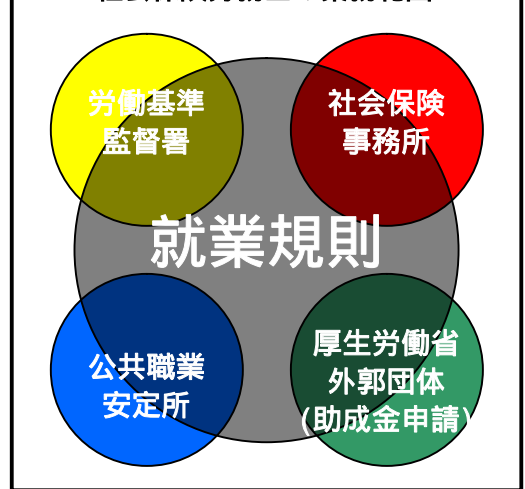
です。当事務所への就業規則の作成・変更および助成金申請に関する診断依頼は無料ですから、一度お試しください。

また、年金と失業手当(\*)および退職後の健康保険(個人向け)や老齢年金受給者の雇用(事業主向け・個人向け)などのご相談にも回答いたします。

ただし、診断以外のご相談は内容によっては報酬額をお見積もりさせていただきます。

(\*) 失業手当とは雇用保険の基本手当を指します。

### 社会保険労務士の業務範囲

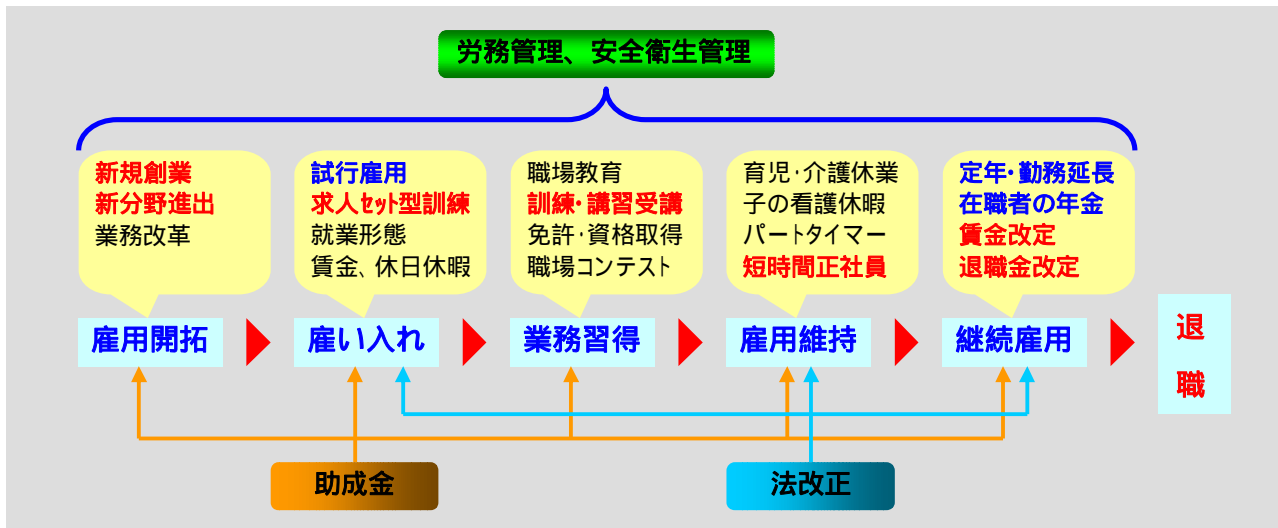


## 人材活用・人材育成に助成金を

企業といえども限度を超えた少数精鋭とはいきません。現在の経済状況で人件費を確保して雇用を維持するには、高い能力を発揮してもらうことも必要です。能力のある従業員・腕のいい従業員へ育成するため、また手本となる人材や意欲的な社会的弱者を雇い入れるために、助成金を活用ください。

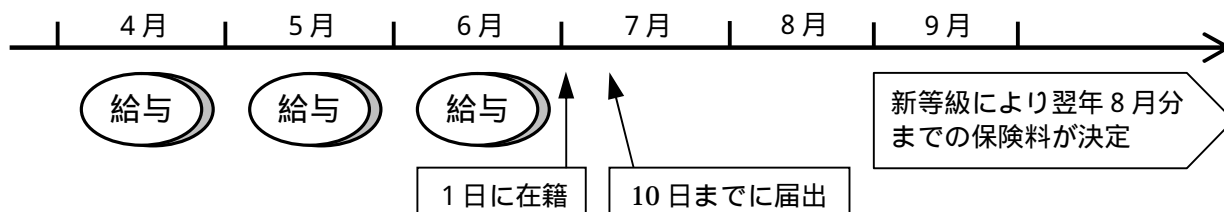
ただし、助成金といっても経営そのものを直接手助けするものではありません。

また、助成金によっては綿密な計画書の作成が大前提のものがありますので、あらかじめご了承ください。



## 社会保険料の申告（報酬月額算定基礎届）

当年9月分から翌年8月分の健康保険と厚生年金保険の保険料は、当年4月から6月に支給された給与を基に標準報酬月額等級を定めることにより決定します。この時に必要な届出を報酬月額算定基礎届といいます。社会保険適用の従業員のうち、この届出の対象となるは、当年7月1日に在籍している従業員であって、当年6月1日から7月1日までの間に社会保険の資格を取得した従業員、および7月から9月までのいずれかの月に随時改定（直前3か月の給与を基にした標準報酬月額等級が現在の標準報酬月額等級より2等級以上の差が生じた場合）されるべき従業員や育児休業等の終了により改定されるべき従業員を除きます。



### ・・・つまり例えば

1. 6月1日に正社員として入社した従業員 ・・・届出不要
2. 7月1日にパートタイマーから正社員へ転換し、社会保険の適用を受けた従業員 ・・・届出不要
  - 1.および2.は5日以内に資格取得届を提出して保険料を決定
3. 昇給と昇格があり、5月からの給与が大幅に増額した従業員 ・・・届出不要
  - 7月の給与支給日から10日以内に報酬月額変更届を提出して8月分からの保険料を決定
4. 勤務時間を短縮したことにより、6月からの給与が大幅に減額した従業員 ・・・届出不要
  - 8月の給与支給日から10日以内に報酬月額変更届を提出して9月分からの保険料を決定
5. 残業が多く、4月からの給与が大幅に増額した従業員 ・・・届出不要
  - 6月の給与支給日から10日以内に報酬月額変更届を提出して7月分からの保険料を決定

ただし、社会保険事務所によっては、7月から9月までに随時改定があっても報酬月額算定基礎届を提出するように通知することがあります。

また、冒頭の「4月から6月に支給された給与」とは、給与の支給日のことであり、4月分から6月分の給与のことではありません。つまり例えば、給与を月末締め翌月払いとしている場合は、3月分から5月分の給与を基に報酬月額算定基礎届を記入することになります。よって、4月分から昇給がある企業では、記入を誤ると保険料を多く支払うことになる場合が出てきます。

なお、今回の内容は 老齢基礎年金（国民年金）の受給額の算出方法 です。

## 今すぐ使えるフリーソフト



### 解凍レンジ Version 1.41

<http://sira.jp/soft/download.html#easyrange>

.LZH や.ZIP などの圧縮形式のファイルを元のファイルに一発解凍できます。UNLHA.DLL や UNZIP.DLL といった解凍用の別ファイルが不要な上に、操作はデスクトップ上のアイコンに圧縮形式のファイルをドロップするだけ。もちろん、個別解凍や解凍先フォルダの指定も可能。



社会保険労務士 西川事務所

.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183  
 TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-8184  
 URL <http://www17.ocn.ne.jp/~office-n/>  
 e-Mail [nishikawa-koji@gold.ocn.ne.jp](mailto:nishikawa-koji@gold.ocn.ne.jp)

## ご存知ですか？ こんな制度

### 高額療養費の支給（健康保険法、国民健康保険法）

同一医療機関（入院と通院は別）での同一人の1ヶ月の自己負担額（医療費の3割）が72,300円を超える場合は、  
 自己負担額 - { 72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1% }  
 標準報酬月額が56万円以上の被保険者の世帯では、  
 自己負担額 - { 139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1% }  
 低所得の被保険者の世帯では、自己負担額 - 35,400円  
 が支給される。（70歳以上は計算式が異なる。）

### 高額療養費貸付制度

高額療養費が支給されるまでには数ヶ月かかるため、一時的に自己負担が高くなる。病院への支払いが困難な場合は、高額療養費見込額のおよそ8割を公的保険機関が無利子で貸し付けて、後に支給される高額療養費で清算する。申し込みは医療機関の窓口で可能。同様なものに出産費貸付制度がある。